

業務名称：東南アジア・大洋州地域における官民連携促進に向けた情報収集・確認調査

(公告/公示日：2022年8月10日/調達管理番号：22a00512) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

No.	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P.16	戦略的対外発信、広報の実施	初期段階では戦略の検討をして、それがまとまってから対外発信することを想定しています。この場合、対外発信、広報は実施時期の後ろの方になるが、この理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。調査の進捗に応じて、戦略的に対外発信、広報の実施を想定しています。
2	P.17-18	業務実施体制	基本的には、日本人のメンバーを調査にあてることを想定し、パイロット調査でのみ現地のメンバーを調査にあてることを想定しているのか。	国籍に関して、本調査に特有の定めはありません。ただし、本調査は省庁の政策の分析や、日本企業とのやり取りが多数発生することが想定されるので、それらを実施する言語・コミュニケーション能力が必要です。
3	P.16-17	効果的な官民連携の実施に向けたJICA体制の検討	民間連携事業部との連携、調整をどのように考えているか。	今回新たな官民連携の仕組みを検討していくにあたり、民間連携事業部だけでなく、弊機構関係部との調整が必要になります。東南アジア・大洋州部がフォーカルポイントとなり、各部をつないで協力を得つつ、調査の結果を活用していくことを想定しています。なお、民間連携事業部が行っている企業提案型事業は、本調査ではメインの検討対象としては想定しておりません。
4	P.16	戦略的対外発信、広報の実施	実際に参加する民間企業が対象になるのか、それとももっと広く、社会的な合意形成のようなものを見据えたものなのか、考えがあれば聞きたい。	入札説明書の16頁にいくつか具体例が記載されているので参照ください。大きく2つの対象があり、一つは民間企業を対象にした領域別のセミナーの実施で、これは東南アジア・大洋州地域への進出を検討している民間企業を主眼としています。もう一つは、もう少し広い範囲で、社会的課題や官民連携に関心を有する方々を対象としたものです。社会的な合意形成までを見据えた広報活動というのは想定していません。
5	P.14	東南アジア・大洋州諸国における官民連携の状況及び更なる連携促進に向けたニーズ分析	パイロット国4か国、調査分野3~5くらいの検討を想定しているということだが、4か国それぞれで調査分野3~5を検討するのか、それとも各国で別々の調査分野(1か国につき1分野)を検討するのか。	1か国につき1つの主要な課題を選択し、検討することを想定しています。ただし、仮に複数国で共通の課題が選ばれるとしても、現時点でその可能性は排除するものではありません。
6	P.12	業務の背景	「官民連携」と「PPP」という用語は使い分けているのか?	「業務の背景」では、官民連携が進み、インフラ整備等で開発途上国が民間資金・技術をこれまでよりも一層必要としている事例としてPPPをあげています。本調査はインフラ分野のPPPに限定されるものではなく、より広く官民連携の新たな形を模索するもので、「官民連携」という言葉を用いています。
7	P.17-18	業務実施体制	単価について、通常のコンサルタント契約とは異なる単価が用いられると理解しているが、何か目安となる単価はあるか。	当該契約はコンサルタント等契約とは異なり、一律の基準となる単価はございません。
8	P.13	東南アジア・大洋州諸国を対象とした、持続的な官民連携のあり方の提案	民間連携事業部が行っている企業提案型事業とは違うという点につき、本案件では、従前の技プロ、無償、有償資金協力のようなソブリン型の支援のスキームをどう変化させていくか、活用していくかという提案を求められているという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
9	P.14	ニーズ分析について	ニーズ調査フェーズでの、現地企業、団体へのインタビュー調査等の実施は提案可能か?	提案可能です。
10	P.16	4. 業務の内容 (9) 戦略的対外発信・広報活動の実施	対外発信・広報活動の実施にあたり、新たにWebサイト等のコンテンツを制作する場合、その広告制作費(外注費?)の請求は可能か?または直接経費の「セミナー開催等広告費」に含まれているか?	Webサイト等のコンテンツを制作する場合、その広告制作費の請求は、「セミナー開催等広告費」を上限に可能です。ただ、現時点では、Webサイトの制作は想定しておりません。
11	P.18	特殊備人について	現地、特殊備人の国籍は問わないという理解で間違いはないか?	ご理解のとおりです。
12	P.23	第4 経費に係る留意点 1. 経費の積算に係る留意点 (3) 定額計上(直接経費(税抜))	定額計上経費は見積額を超えた場合、全額実費精算可能という理解で良いか(例:渡航回数が増える、または滞在日数の増加等)	定額計上としている経費は、定額計上としている金額を上限として業務を計画頂くことを想定しています。受注者の責によらない止むを得ない理由で、渡航回数等を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。
13	P.25	積算様式	現地特殊備人費は提案時点で特定しておく必要があるか(単価は一般的な単価とし、受注後に最適な人材を選定することは認められるか)	現地特殊備人費は提案時点で特定しておく必要があります。
14	-	-	前段調査、または参考となる類似調査業務の有無 有の場合は報告書の閲覧が可能か	前段調査及び類似調査はありません。
15	P.4	5. 競争参加資格 (3) 共同企業体、再委託について 2) 再委託	広報業務について再委託の実施を交渉させていただくことは可能でしょうか。	再委託は業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り可能であり、「セミナー開催等広告費」の枠内で再委託による広報実施は可能です。ただし、団員として想定している「広報戦略策定支援」・「広報補佐・事務局運営」の業務を再委託することは想定していません。
16	P.9	16. 落札者の決定方法 (3) 評価方法 2) 価格評価	価格評価点の評価方式について、ダンピング防止措置は実施されないのでしょうか	入札説明書P10のとおり、入札金額が著しく低い等、当該落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合落札者と宣言された者を失格とし、改めて落札者を確定します。
17	P.17	5. 業務実施体制及び業務量 (1) 業務実施体制 (3) 業務量	(1) 業務実施体制について、柔軟な業務実施の観点から官民連携支援戦略以下の要員の配置について企画競争説明書記載の配置からの変更を提案することは可能でしょうか ・配置人員総数及び、各格付における業務量は企画競争説明書記載の数量から変更しないことを前提とした配置変更	配置変更は可能です。また入札説明書で想定される人時と異なる人時の提案も可能です。ただし、本業務全体としては海外調査日程も含め、5,256人時を想定しています。
18	P.18	第3 技術提案書の作成要領 1. 技術提案書の構成と様式	(1) 社としての経験・能力等 「a」類似業務の経験(一覧リスト)(参考:様式1(その1))」の記載にあたり様式1(その1)を活用する場合、記載件数の上限はありますか	別紙評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおり、5件以内でご記載ください。
19	P.18	第3 技術提案書の作成要領 1. 技術提案書の構成と様式	2) 資格・認証等について、記載の資格・認証以外にもインパクト投資の観点でのインシアティブへの参画等について該当しないか -例:「インパクト志向金融宣言」への署名 等	評価表に記載のとおり、「その他、本業務に関すると思われる資格・認証」にあてはまる内容であれば、例示していない資格・認証等も該当します。
20	P.18	第3 技術提案書の作成要領 1. 技術提案書の構成と様式	(3) 業務従事者の経験・能力等 「2」業務従事者の経験・能力等(参考:様式2(その1、2))」の記載にあたり様式2(その2)を活用する場合、記載件数の上限はありますか	別紙評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおり、5件以内でご記載ください。
21	P.20	7. 経費支払方法	「セミナー開催等広告費は第三者からの領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算する。」とありますが、業務従事者(広報戦略策定支援、広報補佐・事務局運営)が所属する企業がセミナー等を主催する場合、その費用は領収書等の証拠書類に基づいて実費精算できますでしょうか。	ご記載の形で精算可能です。
22	全体	全体	官民連携における民間企業について、「官民連携を通じた開発課題解決」といった趣旨を考えると、日本企業に限らず相手国企業やグローバル企業が対象になるべきと考えられるがその理解でよいのか(産業界のニーズ調査で示されている企業や業界が我が国企業となっているため確認する次第です)	ご理解のとおりです。ただし、本業務の背景に記載の通り、民間企業のニーズ確認の中心は業務対象国及び本邦企業を考えています。
23	17-18	業務実施体制及び業務量	業務実施体制については「よりよい配置があればプロポーザルにて提案すること」とありますが、業務量に関しても、明確な理由があれば想定される人時と異なる人時を提案する実施体制に沿って提案することが可能か。その際は、5,256人時を上限と考えるべきか	回答No.17をご参照ください。
24	P14-15	4. 業務の内容(1)及び(4)	(1)にて「パイロット国において・・・JICAとして取り組むべき領域を特定する。」との記載があり、(4)にて「パイロット国において、JICAが取り組むべき優先領域を3~5つ抽出する」との記載があります。前者と後者で求める業務内容とアウトプットの何が違うのか、ご説明頂けますでしょうか。	4. (1)は主に現地ニーズを基にした分析によるJICAが取り組むべき領域特定を指しますが、4. (2)で我が国政府及び産業界の政策及びニーズを基にした分析を行い、加えて4. (3)で他機関の動向分析を行った上で、それら(1)~(3)を基に、4. (4)で、パイロット国における優先領域を抽出することを想定しています。
25	P15	4. 業務の内容(4)(5)(6)	業務内容にて、パイロット国における優先領域の抽出、課題解決シナリオの具体化、政府機関等との対話の実施が求められています。パイロット国における官民連携の具体的方策やアクションプランの検討を行うものと理解していますが、検討にあたってはどの程度の粒度と実現可能性が求められているのでしょうか。(本調査の結果を基に、貴機構で実施を検討することとなるのか、若しくは本調査の中で具体的な実施計画について検討するのか。提案が求められているのは、パイロット国における具体的プロジェクトやプログラムの提案と考えて差し支えないか)	本業務の結果、具体的方策やアクションの中ですぐに実施可能なものがあれば、実施を検討します。パイロット国における具体的プロジェクトやプログラムの提案を本業務を通じて目指していくとの理解で差し支えありませんが、JICAの既存スキームに全てを落とし込む必要はありません。
26	P16	4. 業務の内容(7)	先般の説明会にて「民間連携事業部で実施している起業提案型事業については、本調査で検討を想定しているメインのプロダクトではない」との説明がございました。これは、本調査として当該事業については検討の対象外ということでしょうか。ALL JICAとしての方針を検討する上では、スキーム間の連携も重要かと思いますが、貴機構のソブリン支援スキームとこれらの民間連携スキームの相乗効果をどの様に促進していくのか、といった検討も業務の対象には含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。ソブリン支援スキームとこれらの民間連携スキームの相乗効果をどの様に促進していくのか、という検討も業務の対象に含まれますが、提案型事業の改良を本事業の主な検討課題としているわけではありません。
27	P17	5. 業務実施体制及び業務量	「官民連携支援戦略」及び「民間参画の仕組み作り」に期待される内容の違いについてご説明下さい。本業務では、各種調査結果をベースに(支援スキームの検討を含む)官民連携の戦略を検討し、それを実施していくための官民連携の枠組みや貴機構の体制を検討することが目的と理解していますが、「官民連携支援戦略」は前者、「民間参画の仕組み作り」は後者の業務を主に担当するというイメージは正しいでしょうか。なお、パイロット国における検討は、両者の業務が含まれるものと理解しています。	ご理解のとおり、「官民連携支援戦略」は主に「3. 業務の目的」の(1)及び(2)を中心に業務を実施し、「民間参画の仕組み作り」は主に「3. 業務の目的」の(3)~(5)を中心に業務を実施することを想定しています。従い、前者は官民連携のあり方の大本となる考え方、戦略を構築し、後者はその下で具体的な業務、仕掛けとして検討、実施することを想定しており、パイロット国での業務はそれらを検討する上で叩き台を試行するプロセスです。両者を包含します。